主 文 本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中四拾日を本刑に算入する。 理 由

弁護人深田小太郎及び被告人の各控訴趣意は夫々別紙記載の通りである。

同第二点及び被告人の控訴趣意について。

論旨はいずれも原判決の量刑は重きに過ぎると謂うのである。仍て本件記録を精査して考察するに本件は賍品処分前に検挙され賍品の大部分は被害者の手に返つているけれども、被告人は昭和二十四年以来少年院へ送致されること三回に及んでいる外前記の如き窃盗罪の前科があることその他諸般の情状を考量すれば、原判決の科刑(懲役一年以上三年以下)が必ずしも重きに失するとはいえない。被告人は未だ少年であることその他各論旨主張の諸点を考慮に容れても原審の量刑は相当であつて、論旨は採用し難い。

仍て本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条刑法第二十一条刑事訴訟法第百八十一条第一項但書により主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)